

しんきん通帳レス口座に関する特約 新旧対照表

(「しんきん通帳アプリ口座に関する特約」から変更)

(下線部分が変更箇所)

旧	新
1. 特約の適用範囲等 (1) この特約は、「北伊勢上野信用金庫 しんきん通帳<u>アプリ</u>口座」(以下「通帳<u>アプリ</u>口座という。))に適用される事項を定めます。 (2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」という。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。 ①総合口座取引規定 ②普通預金規定(決済用預金を含む) ③普通預金(決済用預金を含む)、貯蓄預金、納税準備預金共通規定(追加) 2. 通帳<u>アプリ</u>口座 (1) 通帳<u>アプリ</u>口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『しんきん通帳アプリ』の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。 (2) 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座(以下「有通帳口座」という。)のほか、通帳<u>アプリ</u>口座を選択できるものとします。 (3) 通帳<u>アプリ</u>口座は、キャッシュカードの発行および『しんきん通帳アプリ』へ対象となる預金口座の登録を必須とします。	1. 特約の適用範囲等 (1) この特約は、「北伊勢上野信用金庫 しんきん通帳<u>レス</u>口座」(以下「通帳<u>レス</u>口座という。))に適用される事項を定めます。 (2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」という。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。 ①総合口座取引規定 ②普通預金規定(決済用預金を含む) ③普通預金(決済用預金を含む)、貯蓄預金、納税準備預金共通規定 <u>④自由金利型定期預金(M型)規定</u> <u>⑤自動継続自由金利型定期預金(M型)規定</u> <u>⑥定期預金共通規定</u> 2. 通帳<u>レス</u>口座 (1) 通帳<u>レス</u>口座とは、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『しんきん通帳アプリ』の利用により入出金明細を確認いただく<u>普通</u>預金口座をいいます。 (2) 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座(以下「有通帳口座」という。)のほか、通帳<u>レス</u>口座を選択できるものとします。 (3) 通帳<u>レス</u>口座は、キャッシュカードの発行および『しんきん通帳アプリ』へ対象となる預金口座の登録を必須とします。

旧	新
3. 取扱店の範囲 (1) 通帳<u>アプリ</u>口座は、原則、現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。）のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引（振替入金、定期入金等）はご利用いただけません。 (2) 当金庫の店舗をご利用の場合、通帳<u>アプリ</u>口座は、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。 4. 入出金明細の確認 (1) 通帳<u>アプリ</u>口座の入出金明細は、『しんきん通帳アプリ』によりご確認ください。 (略) 5. 有通帳口座から通帳<u>アプリ</u>口座への切替え (1) 有通帳口座から通帳<u>アプリ</u>口座への切替えは、『しんきん通帳アプリ』により切替えることができるものとします。 (2) 有通帳口座を通帳<u>アプリ</u>口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳<u>アプリ</u>口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。 (略) (4) 有通帳口座から通帳<u>アプリ</u>口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、『しんきん通帳アプリ』で確認ができます。 6. 通帳<u>アプリ</u>口座から有通帳口座への切替え (1) 当金庫所定の手続きにより、通帳<u>アプリ</u>口座から有通帳口座へ切替えることができるものとします。 (2) 通帳<u>アプリ</u>口座を『しんきん通帳アプリ』から削除した場合、または各	3. 取扱店の範囲 (1) 通帳<u>レス</u>口座は、原則、現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。）のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引（振替入金、定期入金等）はご利用いただけません。 (2) 当金庫の店舗をご利用の場合、通帳<u>レス</u>口座は、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。 4. 入出金明細の確認 (1) 通帳<u>レス</u>口座の入出金明細は、『しんきん通帳アプリ』によりご確認ください。 (略) 5. 有通帳口座から通帳<u>レス</u>口座への切替え (1) 有通帳口座から通帳<u>レス</u>口座への切替えは、『しんきん通帳アプリ』により切替えることができるものとします。 (2) 有通帳口座を通帳<u>レス</u>口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳<u>レス</u>口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。 (略) (4) 有通帳口座から通帳<u>レス</u>口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、『しんきん通帳アプリ』で確認ができます。 6. 通帳<u>レス</u>口座から有通帳口座への切替え (1) 当金庫所定の手続きにより、通帳<u>レス</u>口座から有通帳口座へ切替えることができるものとします。 (2) 通帳<u>レス</u>口座を『しんきん通帳アプリ』から削除した場合、または各種

旧	新
種事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替が必要となります。 (略) 7. 預金の受入れ 店頭で通帳<u>アプリ</u>口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。 8. 預金の払戻し等 (1) 店頭における通帳<u>アプリ</u>口座の<u>普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続</u>をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。 (2) 前項の<u>払戻しまたは解約等</u>の手続きに加え、当該預金の<u>払戻しまたは解約等</u>を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは<u>払戻しまたは解約等</u>を行いません。 9. 『しんきん通帳アプリ』による定期預金取引に関する注意事項 (1) 『しんきん通帳アプリ』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約及び預入については、『しんきん通帳アプリ』に<u>通帳レス口座として登録されている普通預金口座を総合口座（以下「登録総合口座（普通預金）」という。）</u>とする場合に受け付けます。 (新設)	事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替が必要となります。 (略) 7. 預金の受入れ 店頭で通帳<u>レス</u>口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。 8. 預金の払戻し等 (1) 店頭における通帳<u>レス</u>口座の<u>お取引</u>をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示<u>を求められます。</u> (2) <u>当金庫は、</u>前項の<u>お取引</u>の手続きに加え、当該預金の<u>お取引</u>を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは<u>お取引</u>を行いません。 9. 『しんきん通帳アプリ』による定期預金取引に関する注意事項 (1) 『しんきん通帳アプリ』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約及び預入については、『しんきん通帳アプリ』に<u>（削除）普通預金口座または総合口座の普通預金部分（通帳レス口座を含む。）をご登録いただく</u>場合に受け付けます<u>（以下本条において、ご登録いただいた普通預金口座を「登録普通預金口座」という。）</u>。 <u>（2）本アプリを利用した定期預金取引においては、本アプリでの表示により</u>

旧	新
(2) 『しんきん通帳アプリ』にて開設した定期預金口座については、<u>当金庫が特に定める場合を除き、登録総合口座（普通預金）</u>のお取引店とし、届出印鑑は登録総合口座（普通預金）の届出印鑑と共通とします。 (3) 『しんきん通帳アプリ』における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録総合口座（普通預金）へ振り替えます。 (4) 定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。 10. 通帳<u>アプリ</u>口座の解約 (1) 通帳<u>アプリ</u>口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。 (2) 通帳<u>アプリ</u>口座を解約した時点で、『しんきん通帳アプリ』では、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。 (3) 通帳<u>アプリ</u>口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。 (2021年 6月 20日現在)	<u>通帳・証書の記載に代えることがあります。</u> (3) 『しんきん通帳アプリ』における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録<u>普通預金口座、またはお客様が指定するお客様名義の他の普通預金口座（登録普通預金口座と同一の信用金庫および同一の店舗の普通預金口座に限る。）</u>へ振り替えます。 (4) <u>当金庫が特に定める場合を除き</u>、『しんきん通帳アプリ』にて開設した定期預金口座については、登録普通預金<u>口座</u>のお取引店とし、届出印鑑は登録普通預金<u>口座</u>の届出印鑑と共通とします。 (5) 定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。 10. 通帳<u>レス</u>口座の解約 (1) 通帳<u>レス</u>口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。 (2) 通帳<u>レス</u>口座を解約した時点で、『しんきん通帳アプリ』では、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。 (3) 通帳<u>レス</u>口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。 (2025年 2月 25日現在)